

国民年金だよ



◆年金生活者支援給付金制度 がはじまりました

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乘せして支給される制度です。

送付された請求書の裏面に見込額(月額)と支給される給付金の種別が記載されています。年金生活者支援給付金のお支払いは、2ヶ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いされます。

(例えば、8月分と9月分は10月中旬に振り込まれます)

【対象となる方】

● 65歳以上の老齢基礎年金を受給されている方で、世帯員全員が町民税が非課税となっており、前年の年金収入額とその他所得額の合計が約88万1,200円以下である方。

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が約472万1,000円以下である方。

【請求手続】

現に年金生活者支援給付金を受け取っている方で、引き続き支給要件を満たしている場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。

ただし、支給要件を満たさなくなったことにより、一度給付金を受け取れなくなった方が、その後、再び支給要件を満たしたことに伴って給付金の支給を受けようとする場合は、あらかじめ認定請求の手続きが必要となります。

基礎年金を受給されている方で、令和2年分の所得額が低下したこ

と等により、新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができ

方に対し、簡易な請求書(はがき型)を令和3年8月31日(火)から順次送付されています。同封のはがき(年金生活者支援給付請求書)に提出年月日、氏名、電話番号を記入し、役場住民課戸籍年金医療グループまで速やかに提出してください。

はがきに記載している期限までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和4年1月4日までに請求書が届かなかった場合、令和4年2月分以降からのお支払いとなり、令和3年10月分から令和4年1月分までの年金生活者支援給付金を受け取れませんのでご注意ください。

※年金生活者支援給付金については、市町村から提供される前年の所得情報等に基づき、毎年度の支給要件に該当しているかどうか判定し、支給決定を行っていただきます。令和3年度の支給判定の結果は、令和3年10月分(令和3年12月支払分)から令和4年

9月分(令和4年10月支払分)まで反映されます。

◆日本年金機構の職員や委託事業者などと称して、現金を詐取する「不審な電話や訪問」にご注意ください。

電話や訪問により、貯金金額や口座番号、職業や家族構成などの個人情報をお聞きすることはありません。

委託事業者など、日本年金機構の職員以外が訪問により現金をお預かりすることはありませんのでご注意ください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 26-9026

日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002